

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	<p>書類の提出について賛成であるが、以下の点についても検討すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「年間の収入に関する文書」は、単年ではなく複数年とすべきではないか。 ・永住許可申請に当たっては、引き続き10年以上本邦に在留していることが必要となるが、滞在期間10年に渡って納税義務を履行しているか、生活保護を受給していないか、一時的な見せ金ではなく、十分な収入や資産があるか、社会保険料を納めているか、犯罪歴はないか、十分な日本語能力を有するかなど、総合的に在留状況を見るようにするべきではないか。 ・新たな条件を満たせない者については、その状況を適切に判断し、入国が認められないよう、厳格な運用と審査体制の徹底をするべきである。 ・提出された文書のみでは把握しきれないリスクも存在するため、滞在費を支弁する者や扶養者についても、より詳細な信用調査（例えば、過去の納税履歴、破産歴、詐欺等の犯罪歴など）を行う制度の導入をするべきである。 ・本邦に入国しようとする外国人が未成年であるなら、両親等の情報を提出させるべきであり、提出がない場合や著しく年収が低い等の場合には、入国させるべきではない。 ・提出書類として、在留資格認定証明書交付申請時は、日本国外での収入及び資産、並びに日本入国前に同居していた親族の収入及び資産を、在留資格の変更許可・取得申請時は、日本国外での収入及び資産、並びに母国及び日本国内にいる親族の収入及び資産を求めるべきである。 ・在留資格の変更や在留期間の更新時に申請者の状況確認をするだけでは、例えば、偽装結婚で扶養控除を受けていても、就労先がペーパーカンパニーであっても提出さえすれば問題ないと解釈できてしまうのではないか。 	<p>本件について賛成の御意見として承ります。</p> <p>いただいた御意見については、今後の執務の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、本改正案は、外国人の適正な出入国及び在留の管理を図るため在留申請における提出資料に課税及び納税に関する文書を追加する等の改正をするものであるところ、永住許可については、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること、その者の永住が日本国の利益に合すると認められることを法律上の要件として定めており、そのために必要な資料の提出を求め、これら提出資料や調査を通じて、これらの要件に合するか否かを判断しています。</p>
2	<p>外国人との秩序ある共生社会実現のため、在留外国人に法令遵守と制度の適正利用を徹底し、税・社会保険料の未納付を防止する取組に賛同する。</p> <p>しかし、在留資格認定証明書交付申請の提出書類として新たに「社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書」を一律に求めることについては、反対する。もちろん外国で社会保険料の納付義務を履行しない者は、本邦においても履行しないという考え方は一理あるが、諸外国の制度や社会通念が日本と異なるため文書の提出が容易でないこと、提出できない書類を求めることにより書類の偽造が横行する恐れがあること、当局の実態調査を含む審査能力に限界があることから、在留資格等不正取得罪（入管法70条1項2の2）が増加する可能性がある。</p>	<p>社会保険の加入状況及び社会保険の納付状況に関する文書は、我が国の社会保険を対象とするものであって、我が国以外の社会保険を対象とするものではありません。</p>
3	<p>本改正のうち、特定技能に関しては、特定技能所属機関の概要を明らかにする資料、活動の内容、期間、地位及び報酬を証する文書、従事しようとする業務に関して有する技能を証する資料、特定技能雇用契約の締結に関し仲介した者がある場合は、当該仲介の概要、健康状態が良好であることを証する資料が削除されているところ、これは採用する側の不正に関して実態が隠れるおそれがあり、在留条件の厳格化と比較して明らかに甘くなっているのではないか。</p>	<p>御指摘の改正は、特定技能の項の下欄第一号に掲げられている書類について、改めて書き下すことなく、同号に掲げられている項目を引用する旨記載の適正化を図るものであって、提出すべき資料を削除するものではありません。</p>
4	<p>留学の場合、在留資格認定証明書の申請時、在外大使館又は領事館で在留資格の取得時、在学中の在留期間の更新手続時の3度(4度)のタイミングで年収に関する書類、課税納税に関する書類を然るべき機関に提出するという案と理解している。</p>	<p>当庁の手続において、課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書を提出すべき場面は、留学の在留資格については、在留資格認定証明書の交付の申請、在留期間の更新許可の申請及び留学の在留資格への在留資格の変更許可の申請の際に提出すべきこととなります。なお、今般の改正は、当庁の在留申請における提出資料について所要の整備を行うものであり、在外公館又は領事館における手続については対象としておりません。</p>
5	<p>留学について、在留資格認定証明書交付申請において、年間の収入に関する証明書や課税納税証明書を出した時に、審査官によってこれらの書類が政府発行の書類であるにもかかわらず、疑義を抱く部分があるとし、申請を不受理とするケースが過去に何度かあった。これらの書類の提出が本邦に入国する前の審査において、必要となるのであれば、このようなケースのあった国の留学生を受け入れることは難しくなる。</p> <p>また、現状では経費支弁者が学生に対して経費支弁を実際に行っているかどうかを判断する為の書類として送金記録が分かる資料を提出しているところ、そのほかに経費支弁者の年収、課税納税に関する資料を提出する合理的な理由は薄いように思える。</p>	<p>経費を支弁する者については、十分な経費支弁能力があるか否か、経費を支弁する者としての適正性を有するか否かを判断する必要があるため、経費を支弁する者の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書の提出を求めることとするものです。</p>
6	<p>在留期間の更新において、留学生が日本国内の税制に従って課税され、納税したかどうかは、アルバイト先の企業がきちんとすべきことで、留学生本人がそれを証明する必要はないのではないかと。課税や納税が不十分だという状況があるのであれば、まずは企業側に働きかけるのが筋ではないか。</p>	<p>在留期間の更新の許可の申請を行う者は、その許可を受けようとする外国人であって、当該外国人が納税義務を適切に果たしていることを確認するためには、当該外国人が課税及び納税に関する文書を提出する必要があるものと考えています。</p>

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令案について

番号	御意見の要旨	御意見に対する考え方
7	<p>施行規則別表第3及び施行規則別表第3の7について、当該外国人以外の者が経費を支弁するとき又は扶養者がいるときは、経費を支弁する者又は扶養者に係る「課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書」を提出書類としているところ、それらの者が海外にいる場合にそれらの文書の提出義務と当該外国人の適正な出入国及び在留の管理との関連性を示されたい。</p> <p>また、在留資格諸審査はあくまでも申請者の適正な出入国及び在留の管理を図る審査であり、仮にその経費を支弁する者又は扶養者の納税、社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況が芳しくなくても、基本的には申請者の責に帰すべき事由がなく、それらの者の「課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況」も含めて審査することは連座制といわなければならない。</p> <p>したがって、経費を支弁する者又は扶養者の「課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況」を削除するべきである。</p>	<p>在留中の経費の支弁を受けて在留する場合や扶養されて在留する外国人について、経費の支弁や扶養を受けられなくなった場合には適正に在留することが困難となるおそれがあることから、適正な出入国及び在留の管理のため、当該外国人の経費を支弁する者や扶養者が十分な経費の支弁能力や扶養能力を有するかどうか、経費を支弁する者としての適正性を有するかどうかを判断する必要があります。そのために経費を支弁する者や扶養者に係る課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書の提出を求めるものであって、連座制とするものではありません。</p>
8	<p>入管法第22条2項2号は「独立の生計を営むに足る資産…を有すること」と定めているところ、当該外国人に年間の収入がなくとも独立の生計を営むに足る資産を有すると考えられる場合、当該外国人は年間収入がなく、納税もしていない可能性もありうるにもかかわらず、「永住許可の申請に際し、当該外国人の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等を提出しなければならないこと」を求める必要はあるか。</p> <p>また、永住許可に関するガイドライン（令和6年11月18日改訂）の「1 法律上の要件」において、「※ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、（1）（素行が善良であること）及び（2）（独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること）に適合することを要しない」と規定しているにもかかわらず、「当該外国人の年間の収入に関する文書…等を提出しなければならない」との規定は自己矛盾しているといわなければならない。</p>	<p>永住許可に関しては、独立の生計を営むに足る資産を有するかどうかを判断する資料として「当該外国人の年間の収入に関する文書並びに課税及び納税に関する文書等」の提出を求める必要があるのみならず、納税義務を適切に履行しているかどうかなどの当該外国人の永住が日本国の利益に合するという要件に該当するかを判断するため、当該文書等の提出を求めることは必要であるものと考えています。</p>
9	<p>難民申請者の法的地位の不安定化につながる出入国管理及び難民認定法施行規則の改正に反対する。</p> <p>仮に改正を行う場合であっても、「年間の収入に関する文書」の提出を不要とする場合を明記するべきである。特に、①来日から間もない者や、②中長期在留者ではない者からの在留資格の変更や期間の更新に際して「年間の収入に関する文書」の提出を求めることは実務上困難であると考え、どのように対処する予定か。①②それぞれについて、政府の見解を示されたい。</p>	<p>本改正案は、外国人の適正な出入国及び在留の管理を図るため在留申請における提出資料として「年間の収入に関する文書」等を追加する改正を行うものであって、難民認定申請を行っている者について、難民認定の判断に関し、「年間の収入に関する文書」の内容をもって消極的に評価することは想定していないことから、「法的地位の不安定化につながる」ものとは考えておりません。</p> <p>また、地方出入国在留管理局長が資料の提出の一部又は全部の提出を省略しても支障がないと認めるときは、提出を省略することとなるところ（施行規則第20条第2項、第21条第2項、第24条第5項）、どのような場合にどのような資料の提出を省略しても支障がないと認めるか否かについては、個別の事情によって様々であることから、施行規則において具体的な例を明示することは適当ではないと考えています。</p>
10	<p>施行日が遅いが、令和8年3月からの施行とすべきではないか。</p>	<p>本改正法の施行に当たり、申請者等の関係者に対する周知期間や所要の準備のための期間を設ける必要があることから、令和9年3月からの施行としています。</p>